

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例案

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年大
阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「86人」を「77人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

選挙区	議員数
北 区	3 人
都 島 区	3 人
福 島 区	2 人
此 花 区	2 人
中 央 区	2 人
西 区	2 人
港 区	2 人
大 正 区	2 人
天 王 寺 区	2 人
浪 速 区	2 人
西 淀 川 区	3 人
淀 川 区	5 人
東 淀 川 区	5 人
東 成 区	2 人
生 野 区	4 人
旭 区	3 人
城 東 区	5 人
鶴 見 区	3 人
阿 倍 野 区	3 人
住 之 江 区	4 人
住 吉 区	5 人
東 住 吉 区	4 人
平 野 区	6 人
西 成 区	3 人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部
を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
{ 太字は改正

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例 (抄)

第1条 本市会議員の定数は86人とする。

77人

第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
省	略
港 区	<u>3</u> 人
	2 人
大 正 区	<u>3</u> 人
	2 人
省	略
東 淀 川 区	<u>6</u> 人
	5 人
東 成 区	<u>3</u> 人
	2 人
生 野 区	<u>5</u> 人
	4 人
省	略
阿 倍 野 区	<u>4</u> 人
	3 人
省	略
東 住 吉 区	<u>5</u> 人
	4 人
省	略
西 成 区	<u>5</u> 人
	3 人

(維新提案)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(報酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議長	月額	882,000円
副議長	月額	784,000円
常任委員長	月額	742,000円
副委員長	月額	728,000円
議員	月額	714,000円

附則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）は廃止する。

説明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

(報酬)

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議長	月額	<u>1,200,000円</u> 882,000円
副議長	月額	<u>1,060,000円</u> 784,000円
常任委員長	月額	<u>1,010,000円</u> 742,000円
副委員長	月額	<u>990,000円</u> 728,000円
議員	月額	<u>970,000円</u> 714,000円

(維新提案)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「一般の閲覧に」を「、インターネットの利用及び議長が別に定める方法により一般の閲覧に」に改め、同条中第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

説 明

政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しをインターネットの利用により閲覧できるようにするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（抄）

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第9条 省 略

- 2 議長は、前項の収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（その日が市の休日に当る場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日）から、**インターネットの利用及び議長が別に定める方法により一般の閲覧に供する。**

3 省 略

- 4 前項に定めるもののほか、第2項の閲覧について必要な事項は、議長が定める。